

# 法人実務 ニュース

令和5年3月25日

## 第537号

教務部宗教法人課

～昨年の7月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を数カ月にわたり掲載させていただきます～

### 第40回宗教法人実務担当者研修会

### 「宗教法人の管理運営について」(5)

文化庁宗務課専門官 平桑正利

#### 6、事務所備付け書類・帳簿

「事務所備付け書類・帳簿」についてでございます。事務所に備え付けなければならない書類・帳簿一覧を本ページで示しておりますので、ご確認の上、適切にご対応していただければと思います。

#### 事務所に備え付けなければならない書類・帳簿一覧

書類・帳簿	備付義務	閲覧請求	所轄庁への提出
(1) 規則、認証書	○	○	—
(2) 役員名簿	○	○	○
(3) 財産目録	○	○	○
(4) 収支計算書(※)	○	○	○
(5) 貸借対照表(作成している場合)	○	○	○
(6) 境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類	○	○	○
(7) 責任役員会等の議事録	○	○	—
(8) 事務処理簿	○	○	—
(9) 事業に関する書類(事業を行っている場合)	○	○	○

(※) ただし、①公益事業以外の事業を行わない場合、②年間収入が8千万円を超えない場合、③従来から収支計算書を作成していない場合、にあるときは、作成を免除されている。

事務所備付け書類・帳簿の閲覧権者についてですが、信者その他利害関係人から閲覧を請求された場合には閲覧させなければならないことになっており、閲覧することについて正当な利益があり、閲覧請求の目的が不当な目的でない、信者その他利害関係人となっております。

## ○閲覧請求できる者の具体例

具体的に誰が閲覧することに正当な利益がある信者その他利害関係人に該当するかについては、一般的には本ページに例示しているもの（宗教法人と継続的な関係を有し、宗教法人の財産基盤の維持形成に貢献している寺院における檀信徒や神社における氏子など、債権者、保証人、包括・被包括関係にある宗教団体など）が該当するものと考えられています。ただし、お気をつけいただきたいのが、これはあくまでも例示ですので、結局のところ閲覧請求に応じるかどうかについては個別の事例に応じて、その閲覧について正当な利益があるか、不当な目的によるものではないかなどを考慮して各宗教法人において自主的に判断することとなります。

## ◇事務所備付け書類の提出について

次に事務所備付け書類の写しの提出についてでございます。毎会計年度終了後4か月以内にすべての宗教法人が、事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しを所轄庁へ提出しなければならないこととなっております。書類の写しの提出を怠った場合には過料に処されるという罰則もございます。事務所備付け書類につきましては信教の自由を尊重し、所轄庁へ提出された事務所備付け書類は行政文書開示請求があっても不開示とし、開示請求があった場合には存否を明らかにした上で、内容については不開示としております。

(つづく)

## 法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月25日 午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

電話番号0743-63-2157(担当：原田)

## ◇お詫び・訂正

先月の法人実務ニュース発行まで数カ月間、記載されている教務部のFAX番号に誤りがありました。正しくは、「0743-63-3804」です。

お詫びして訂正いたします。

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町1番地1

専用番号 0743-63-2157 内線番号 5208、5209

FAX番号 0743-63-3804【教務部共用】

